

## ○技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わるものについては、以下のとおり評価する。

評価項目				A	B	C
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	① 技術者資格等	技術士(建設部門(河川、砂防及び海洋・海岸))又はこれと同等の能力を有する者(建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者) 【7.5】	国土交通省登録技術者資格(「砂防-計画・調査・設計」、「地すべり対策-計画・調査・設計」又は「急傾斜地崩壊等対策-計画・調査・設計」)を有する者 【4.5】	AとB以外の者 【0.0】
			② 業務執行技術力	平成25年度以降公示日までに完了した同種業務の実績がある。 (同種業務:数値標高モデル(DEM)を活用した、地形判読、地形解析、地形変化、地形調査のいずれかに係る業務) 【10.0】	平成25年度以降公示日までに完了した類似業務の実績がある。 (類似業務:地形判読、地形解析、地形変化、地形調査のいずれかに係る業務) 【6.0】	同種又は類似業務の実績がない 【0.0】
	照査技術者	資格要件	③ 技術者資格等	技術士(建設部門(河川、砂防及び海洋・海岸))又はこれと同等の能力を有する者(建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者) 【7.5】	国土交通省登録技術者資格(「砂防-計画・調査・設計」、「地すべり対策-計画・調査・設計」又は「急傾斜地崩壊等対策-計画・調査・設計」)を有する者 【4.5】	AとB以外の者 【0.0】